

医療療養病床転換助成事業について

種別	一般病床			医療療養病床(慢性期)		介護療養病床	介護医療院		介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
	高度急性期	急性期	回復期	20対1	25対1		I型	II型		
概要	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床			主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの(※看護職員の基準(診療報酬上の基準)で20対1と25対1が存在)		要介護者のための長期療養施設(医学的管理の下における介護、必要な医療を提供)	要介護高齢者の長期療養・生活施設(※I型は介護療養病床相当、II型は老人保健施設相当のサービスを提供)		要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設	要介護者のための生活施設
財源	医療保険					介護保険				

○ 医療病床転換助成事業の概要 <根拠法> 高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条

<対象となる病床>

- ① 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床(介護療養病床を除く。)
- ② 医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床のうち、療養病床とともに同一病院(又は同一診療所)内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの

転換

<対象となる転換先施設>

- ① 介護医療院(日常的な医学管理、看取り、生活施設)【H30新設】
- ② ケアハウス
- ③ 介護老人保健施設
- ④ 有料老人ホーム
- ⑤ 特別養護老人ホーム
- ⑥ ショートステイ用居室(特別養護老人ホームに併設されるものに限る)
- ⑦ 認知症高齢者グループホーム
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑨ 複合型サービス事業所
- ⑩ 生活支援ハウス
- ⑪ 賃貸住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の規定に登録されているものに限る)

<負担割合>

補助基準額のうち
 国 10/27
 県 5/27
 被用者・国保保険者支援金 12/27

<基準額> ※1床当たり

- 改修 50万円
(躯体工事に及ばない室内改修(壁撤去等))
- 改築 120万円
(既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備)
- 創設 100万円
(既存の施設を取り壊さずに、新たに施設を整備)